

○法務省令第四号

少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十四条第三項第三号及び第六十一条並びに少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第二十五条及び第四十二条第二項の規定に基づき、少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月一日

法務大臣 古川 楨久

少年院法施行規則及び少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令
（少年院法施行規則の一部改正）

第一条 少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第十六条 法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 「一〇四 略」 五 成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていないこと。 （自弁の物品の使用等） 第三十七条 「略」 2 在院者には、法第六十一条第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が	（法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情） 第十六条 法第二十四条第三項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。 「一〇四 同上」 「号を加える。」 （自弁の物品の使用等） 第三十七条 「同上」 2 在院者には、法第六十一条第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が

定める品名のものに限り、及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合、法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

〔3〕7 略

（面会の日の制限）

第五十六条 少年院の長は、その少年院において面会（付添人等（付添人又は入院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会及び宿泊面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

〔2〕3 略

定める品名のものに限り、及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合、法第三十九条の規定により矯正教育を少年院の外の適当な場所で行う場合、院外委嘱指導を受けさせる場合及び法第四十四条第二項の規定により同条第一項の支援を少年院の外の適当な場所で行う場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

〔3〕7 同上

（面会の日の制限）

第五十六条 少年院の長は、その少年院において面会（付添人等（付添人又は入院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会及び宿泊面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

〔2〕3 同上

備考 表中の「」の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（少年鑑別所法施行規則の一部改正）

第二条 少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

（法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者）

第十三条 法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に収容されている者とする。

（在院中在所者の自弁の物品の使用等）

第二十六条 「略」

2 在院中在所者には、法第四十二条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合その他法務大臣が定める場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

〔3〕7 略

（面会の日の制限）

第四十七条 少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

（法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者）

第十三条 法第二十五条に規定する法務省令で定める在所者は、更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定により少年鑑別所に収容されている者とする。

（在院中在所者の自弁の物品の使用等）

第二十六条 「同上」

2 在院中在所者には、法第四十二条第一項第一号に掲げる物品は、下着（法務大臣が定める品名のものに限る。）及び靴下について、自弁のものの使用を許すものとするほか、それら以外の物品については、護送する場合において適当と認めるときに限り、自弁のものの使用を許すことができるものとする。

〔3〕7 同上

（面会の日の制限）

第四十七条 少年鑑別所の長は、在所者としての地位の別ごとに、その少年鑑別所において面会（付添人等（付添人又は在所者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）との面会を除く。）を許す日（以下この条及び次条において「面会日」という。）を定めるものとする。

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。